

京都府後期高齢者医療広域連合議会会議規則

平成19年7月11日

議会規則第1号

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条－第13条）
- 第2節 議案及び動議（第14条－第19条）
- 第3節 議事日程（第20条－第24条）
- 第4節 選挙（第25条－第34条）
- 第5節 議事（第35条－第41条）
- 第6節 秘密会（第42条－第43条）
- 第7節 発言（第44条－第60条）
- 第8節 表決（第61条－第71条）
- 第9節 会議録（第72条－第75条）

第2章 請願（第76条－第81条）

第3章 辞職及び資格の決定（第82条－第86条）

第4章 規律（第87条－第93条）

第5章 懲罰（第94条－第101条）

第6章 協議又は調整を行うための場（第102条）

第7章 補則（第103条）

附則

第1章 会議

第1節 総則

(参考)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、病気、出産その他の事由により会議に出席することができないときは、その理由を付して、議長に届け出なければならない。

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならぬ。これを変更したときもまた同様とする。

(議席)

第4条 議員の議席は、議長が定める。

2 新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長が必要と認めるときは、議席を変更することができる。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集の日から起算する。

(会期の延長)

第6条 議会の議決により、又は議長が必要と認めるときは、議会の会期を延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午後1時30分から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるとき、又は議会の議決により、会議時間を変更することができる。

(休会)

第10条 京都府後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年京都府後期高齢者医療広域連合条例第2号）第2条第1項に規定する日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるとときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもって行う。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができます。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第18条 先決動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで、会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3節 議事日程

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長が報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要と認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかり、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第22条 議長が、必要と認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、会議にはかり延会することができる。

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う宣言の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣言の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終ったときは、投票漏れの有無を確め、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第33条 選挙に関する疑義は、議長が会議にはかって決める。

(選挙関係書類の保存)

第34条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とあわせて保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第35条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができます。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(議案等の朗読)

第37条 議長が、必要と認めるときは、議題になった事件を職員に朗読させる。

(議案等の説明及び質疑)

第38条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑をする。

2 議会の議決により、又は議長が必要と認めるときは、提出者の説明を省略することができる。

3 議長は、修正案が出されているときは、その説明をさせる。

(討論及び表決)

第39条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第40条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を、議長に委任することができる。

(議事の継続)

第41条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第42条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第43条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可等)

第44条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇しなければならない。

(発言の通告及び順序)

第45条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行及び一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第46条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

3 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。

(討論の方法)

第47条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と

反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第48条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終った後、議長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復すことができない。

(発言内容の制限)

第49条 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(質疑の回数)

第50条 質疑は、同一議員につき同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第51条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

(議事進行に関する発言)

第52条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの、又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第53条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第54条 質疑又は討論が終わったとき、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第55条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第56条 議員は、広域連合の事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第57条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言規定の準用規定)

第58条 質問については、第44条、第45条、第49条、第50条、第51条、第52条及び第60条の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第59条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第60条 広域連合長その他の執行機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第61条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第62条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第63条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手による表決)

第64条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、無記名投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第65条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 前項の場合において、同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は無記名投票により決める。

(記名投票)

第66条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を、投票箱に投入する。

(無記名投票)

第67条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成、否とする者は反対と、所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入する。

2 無記名投票による表決において、賛否が明らかでない投票及び他事を記載した投票は無効とする。

(選挙規定の準用)

第68条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第31条まで、第32条第1項、及び第33条の規定を準用する。

(表決の訂正)

第69条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第70条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第71条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、出席議員5人以上から表決の順序について異議があるときは、議長は、討論を用いないで、会議にはかつて決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 会議録

(会議録の記載事項)

第72条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会、閉会に関する事項及びその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止、休憩及び再開の年月日時
- (3) 出席及び欠席議員の議席番号並びに氏名
- (4) 議事日程及び諸般の報告
- (5) 議案及び関係書類
- (6) 議案に関する議事並びに議決の顛末
- (7) 動議並びにその顛末
- (8) 議長の宣告並びに議長、議員その他の者の発言
- (9) 選挙の顛末
- (10) 採決の場合数を計算したときは、その数
- (11) 議長が、散会後文書で委員を指名したときは、その氏名
- (12) その他議長が必要と認めた事項

(会議録の配布)

第73条 会議録は、印刷して議員及び関係者に配布する。

(会議録に記載しない事項)

第74条 前条の規定により配布する会議録には、次に掲げる事項を掲載しな

い。

- (1) 秘密会の議事又は議長が取消しを命じた発言
- (2) 第72条第7号に掲げる事項に記録されている個人情報(京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。)であって、掲載することにより個人の権利利益を著しく害するおそれがあると議長が特に認めるもの

(会議録署名者)

第75条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

第2章 請願

(請願書の記載事項等)

第76条 請願しようとする者(以下「請願者」という。)は、請願書に次の各号に掲げる事項を記載するとともに、当該請願書に記名押印し、又は署名しなければならない。この場合において、当該事項(第3号の氏名及び代表者の氏名を除く。)の記載は、日本語でしなければならない。

- (1) 提出の年月日
 - (2) 請願の趣旨
 - (3) 請願者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- 2 請願者は、当該請願者が複数であるときは、当該請願者のうち代表者となる請願者1名の氏名及び住所を明らかにしなければならない。
- 3 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に記名押印し、又は署名しなければならない。

(請願文書表)

第77条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 受理番号
 - (2) 受理の年月日
 - (3) 件名
 - (4) 請願の要旨
 - (5) 請願者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称及び代表

者の氏名並びに主たる事務所の所在地、請願者が複数である場合にあっては当該請願者のうち代表者となる請願者 1 名の氏名及び住所)

(6) 請願を紹介する議員の氏名

(請願の審査)

第 78 条 議長は、請願を会議に諮り、審査し、採択、不採択を決定する。

(紹介議員の説明)

第 79 条 議長は、審査のため必要があると認めるときは、会議において紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求等)

第 80 条 議長は、議会の採択した請願で、広域連合長その他の執行機関において措置することが適当なものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第 81 条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第 3 章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第 82 条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかりその許否を決定する。

3 閉会中に、副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第 83 条 議員が、辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定要求書の提出)

第84条 法第127条第1項の規定により、議員の被選挙権の有無について、議会の決定を要求しようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第85条 議長は、前条の要求について、議会に諮り、審査し、決定する。

(決定書の交付)

第86条 被選挙権の有無を決定したときは、議長は、その結果を、決定を求めた議員及び決定を求められた議員に通知しなければならない。

第4章 規律

(品位の尊重)

第87条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第88条 議場に入る者は、帽子、外套、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第89条 何人も、会議中は議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第90条 議員は、会議中は、みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第91条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第92条 何人も、議長の許可がなければ、演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第93条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないで会議にはかり決める。

第5章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第94条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第43条第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第95条 議長は、懲罰について、議会に諮り、審査し、議決する。

(代理弁明)

第96条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議で、一身上の弁明をする場合において、議会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第97条 戒告又は陳謝は、議会の定める戒告文又は陳謝文によって行う。

(出席停止の期間)

第98条 出席停止は、1日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第99条 出席を停止された者がその期間内に、議会の会議に出席したときは、議長は、直ちに退去を命じなければならない。

(除名が成立しないときの措置)

第100条 除名について、議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意が得られなかった場合は、議会は、他の懲罰を科することができます。

(懲罰の宣告)

第101条 議会が、懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣言する。

第6章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第102条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に
関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第7章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第103条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはかって決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月8日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月16日議会規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。